

\\ 就職・退職のシーズン! //

無資格受診

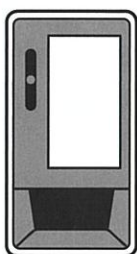
にご注意ください

資格を失ったあとは、電設健保の健康保険は使えません。資格がなくなったにもかかわらず当健保の健康保険を使うと「無資格受診」となります。

資格を失ったあとの給付、保健事業(健診等)については、その後に加わされた健保組合、国保、市町村等にご確認ください。

これ、 無資格受診です

- 退職後に、電設健保の健康保険を使って受診した
- 被保険者が退職したのに、家族(被扶養者)が電設健保の健康保険を使った
- 扶養を外れた家族が、被扶養者の資格確認書を使った など



資格喪失後に当健保の健康保険を使った場合、後日、健保負担分の返還請求をいたします。ご注意ください。

こんなときは 手続きが必要

- 退職するとき
- ご家族が扶養から外れるとき
 - ・ 就職先やパート先の健康保険に入った
 - ・ 結婚して配偶者の加入する健康保険の扶養に入った など



お勤めの会社を通じて、健康保険の資格喪失手続きが必要です。また、有効期限内の資格確認書などをお持ちの場合は、返却をお願いします。

事業所のご担当者様へ

退職したとき、扶養からはずれるときは、5日以内に資格確認書等の回収をお願いします。

\\ こちらも注目! //

住所が変わったら 手続きが必要です

ご本人(被保険者)・ご家族(被扶養者)が転勤や進学、市町村合併などで住所が変わったときは、「住所変更届」の提出が必要です。会社の健康保険担当者までお申し出ください。

各種手続きについては、電設健保ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) > [各種手続き](#)

